

欧州ブランドの皮革製品製造販売業者による  
メッシュを用いた皮革製品の取扱中止要望について

1. 経緯

昨年暮れ頃より、欧州ブランドの皮革製品製造販売業者から国内の百貨店や通信販売業者等に対し、メッシュを用いた皮革製品（編み込み又は差し込みによるもの。イタリア語での一般的な呼称は「イントレチャート」（編み込み））について、これを取り扱わないよう要請がありました。当該企業はメッシュを用いた商標を日本で登録しています。

これに対し、当連合会は当該企業へ質問状を送付、事実関係を確認したところ、次のような回答がありました。

2. 当該企業の回答文書の要約（平成 21 年 2 月 13 日付）

●メッシュの特徴について

均等の幅に加工された上質な皮革をすべて手作業にて編み込むという **当社独自の製法**／他に類を見ないその独自性から、当社デザインが使用されている商品は、当社商品であることを示すために他の一切の表示を必要としていない。

●根拠となる法規

多額の宣伝効果により当該ブランドの製品が周知・著名となっている。よって商標権侵害の可能性がある旨の指摘だけでなく **不正競争防止法の不正競争行為** に該当する可能性がある。なお、すべてのメッシュ皮革製品に対して警告を行っているのではなく独自基準に従い①極めて類似したメッシュデザイン②他の点においても当該ブランド商品に特徴的なデザインと極めて類似するデザイン、の商品に対して警告しているもの。

なお登録意匠はハンドバッグについて平成 20 年 12 月 26 日登録・意匠登録第 1349885 号、平成 20 年 4 月 25 日登録・意匠登録第 1331771 号、平成 20 年（21 年の間違いと思われます）2 月 1 日登録・意匠登録第 1323363 号がある。

3. 再質問への回答文書の要約（平成 21 年 4 月 3 日付）

上記 2. の回答文書が抽象的であった為、連合会として再度質問状を送付致しました。（周知著名の立証、不正競争行為の立証がなされていない、など）この中で、当連合会としては、同社の主張の中で商標権侵害については、一般的なデザインとしての使用がこれに該当することはない旨を指摘しております。

これに対し、当企業から次のような回答がありました。

●周知著名性

メッシュデザインの独自性は前回回答で十分と考え改めて回答し

ない。周知・著名については、膨大な資料であり、送付は控える。

●意匠権との関係

連合会からの要望（意匠権を取得されていれば呈示戴きたいと要請したもの。）への回答で他意はない。

●警告などの権利行使

前回回答のとおり、すべてのメッシュ製品への警告でなく、独自基準に従い①極めて類似したメッシュのデザイン②他の点においても当該ブランド商品に特徴的なデザインと極めて類似するデザインに限定している。商品の出所について誤認混同を生じさせる行為ないし当該ブランドデザインの著名性にただ乗りする行為であり、不正競争防止法の不正競争行為に該当する旨指摘している。

#### 4. 連合会としての考え

回答内容は前回同様、抽象的なものでしたが、上記の回答を通じて当該企業が不正競争防止法違反を警告の根拠としていることが明確になりましたので、これについて考察致します。

不正競争防止法は事業者間の公正な競争やこれに関する国際的な取り決めの実施を確保するものですが、本来、当該企業のメッシュは、現状、多くの同様のメッシュ製品が多数販売されていることを考慮した場合、「周知、著名」とはいえないものと判断されます。従って前回主張した商標権侵害の事態がないのみならず、不正競争行為の成立そのものがありません。仮に、当該企業が「膨大な証拠」を元に「当該メッシュが周知、著名」であることを立証しえたとしても、除外規定があることから、今回のケースでは、法第 19 条第 1 項の第 3 号と第 4 号がキーポイントとなります。周知性（需用者に広く認知）獲得以前の先使用、著名性（需用者以外にも広く認知）獲得以前の先使用については同法は適用されません。すなわち、当該企業のメッシュが周知性・著名性を得る前に使用していれば、酷似したメッシュであっても同法に違反するものではありません。

当連合会としては、事業活動の上で知的財産権を尊重することが必要であり、関係法規に反して他社の知的財産権を侵害することは許されないと考えております。他方、①当該企業が問題とするメッシュについては我が国に於いて古くから一般的に皮革製品に用いられてきていることが明らかであること、②当該企業は同社のメッシュが周知性・著名性を有する根拠を明らかにしておらず、また、いつから周知性・著名性を獲得したかも明確にしていないこと、③当該企業は同社のメッシュの独自性について抽象的に主張するのみで具体性に欠けることから、当連合会としましては、当該企業の流通関係者への要請は根拠を欠くものであると判断しており、今後とも会員団体等と共に本件についての正確な理解が得られるよう流通関係者に説明を行ってまいります。